



島根県報

平成19年10月19日(金)
号外第125号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働政策課)

公布された条例等のあらまし

訓練手当支給規則の一部を改正する規則(規則第93号)

- 1 規則の概要
国の訓練手当支給要領の改正に伴う規定の整理(第9条関係)
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第93号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和42年島根県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「50日」を「40日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

